

委員 長 報 告 書

さる6月23日の本会議において、本委員会に付託された

議案第8号 橋本市やすらぎ広場設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

議案第11号 市道路線の認定について

議案第12号 市道路線の変更について

を審査するため、6月27日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第8号は、杉村やすらぎ広場における利用者の利便性の向上や、イベント等による地域の活性化、産業の振興を図るべく、飲食物や物品等の販売といった営利を目的とした行為を可能とするため、所要の改正を行うものである。

委員から、区画1㎡あたり400円という使用料は他自治体と比較してどうかとのただしがあり、近隣自治体を調査した結果、1㎡あたり平均約400円であったとの答弁がありました。

市がイベントを行う場合の貸出区画の使用優先順位についてただしがあり、事業者等と調整を行い、できる限り公平性を保てるようにしたいとの答弁がありました。

議案第11号は、橋本市営住宅野（城之内）団地の団地内道路である城の内1号線及び城の内2号線について、橋本市営住宅長寿命化計画において、同団地を令和10年3月までに用途廃止することに伴い、当該路線を建築基準法第42条の規定を満たす市道として管理継続する必要があるため、新たに市道として認定するものである。委員会は現地におもむき調査ののち審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 12 号は、議案第 11 号と同様の理由で、野城の内線の路線を変更するものである。委員会は現地におもむき調査ののち審査を行いました。委員から、質疑、意見等はありませんでした。